

松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく施策を運用するにあたり、関係機関との連携及び情報共有を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図るため松戸市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号の事項を所掌する。

- (1) 地域連携ネットワークの体制及び連携強化に関すること
- (2) 司法・医療等の他機関における地域課題の検討・調整・解決に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に関すること。
- (4) 司法・医療等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (5) 中核機関の運営状況に関すること。
- (6) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員を選出して構成する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 高齢者福祉の実務に携わる者
- (5) 障害者福祉の実務に携わる者
- (6) その他、会長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長の指名によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を協議会の議題により招集することができる。

(1) 千葉家庭裁判所に属する者

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する代理の者が出席することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を他に洩らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報償)

第9条 委員が協議会に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務で協議会に出席した公務員又はそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(意見の聴取)

第10条 会長は、特に必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴取することができる。

(会議の公開)

第11条 協議会の議事は、原則として公開する。

- 2 前項の規定にかかわらず、非公開とする場合には、議長が協議会の委員に諮り、決定を行うものとする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、松戸市福祉長寿部地域包括ケア推進課及び障害福祉課が担う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。